

平成 17 年浄化槽法改正に伴う省令事項とその論点について

1. 浄化槽からの放流水に係る水質基準【法第 4 条第 1 項関係】

浄化槽からの放流水に係る水質基準は、浄化槽の開発・普及状況に照らして、「BAT（現時点で適用可能な最善の技術）」、「BATNEEC（過大なコスト負担なく利用可能な最善の技術）」の観点から定めるべきではないか。

合併処理浄化槽については、国庫補助の対象としている合併処理浄化槽の処理性能（BOD：20mg/L）などを参考に定めるべきではないか。

単独処理浄化槽からの放流水に係る水質基準はどのような値とするべきか。

BOD以外に、水質基準の項目として設けるべきか。

2. 浄化槽設置後の水質検査の検査時期【第 7 条第 1 項関係】

浄化槽の技術が進歩した結果、浄化槽の機能が安定化するまでの期間が短縮していると考えるが、どの程度検査時期を前倒しするべきか。

なお、検査期間についても、現行より幅を持たせるべきではないか。

3. 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告内容等【第 7 条第 2 項及び第 11 条第 2 項関係】

都道府県が浄化槽の維持管理に対して適正かつ効率的に指導監督が行える必要最低限のものとするべきではないか。

4. 浄化槽の使用廃止の届出に係る様式【第 11 条の 2 関係】

都道府県が浄化槽に関する設置状況の把握・管理ができ、浄化槽の維持管理に対して適正かつ効率的に指導監督が行える必要最低限のものとするべきではないか。